

お早めに自動車税の納期内納付を

自動車税の納期限は、5月31日(火)です

5月上旬に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、出納室と町民サービスセンターほか最寄りの金融機関などで早めに納めましょう。なお、便利なコンビニエンスストア(一部を除く)でも自動車税の納付ができます。

詳しくは、納税通知書に同封の「しおり」をご覧ください。

◆問い合わせ

自動車税事務所 ☎043(243)2721
東金県税事務所 ☎0475(54)0223

農地転用を希望する方へ

農業振興地域整備計画変更申出を受けます

農業振興地域の農用地区域内の農地を農地以外の用途に変更する場合、転用手続の前に農用地区域からの除外(または用途変更)手続きが必要となります。

農地法の改正により農業振興地域整備計画の変更(農振除外)は厳格化され、直接地域農業の振興を図る目的での施設の建設以外は除外できません。事業計画地は慎重に選定する必要があります。事前にお問い合わせください。

受付期間

5月2日(月)～31日(火) ※土・日曜日・祝日を除く
※受付から除外認可までには、おおむね1年を要します。

◆受付・問い合わせ

産業振興課振興班 ☎(84)1215

税務署からのお知らせ

納税地を所轄する税務署の管轄外に避難されている方の、国税に関するご相談等は、最寄りの税務署でも受付できます。

青森・岩手・宮城・福島・茨城県の納税者の方については、国税に関する申告・納付等の期限が延長されました。

その他の地域に納税地のある方でも、交通途絶等により申告・納付等が困難な方には、期限延長が認められますので、状況が落ち着いたら後、最寄りの税務署にご相談ください。

◆問い合わせ

東金税務署 ☎0475(52)3121

千葉県暴力団排除条例が制定されました

～平成23年9月1日施行～

社会全体での暴力団排除

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

詳しくは千葉県警ホームページまで

<http://www.police.pref.chiba.jp/>

横芝都市計画案の概要の縦覧と公聴会の開催について

横芝都市計画区域における航空機騒音障害防止特別地区の都市計画変更の案の概要の縦覧と公聴会を開催します。

【案の概要の縦覧】

期 間 5月6日(金)～20日

(金)※土・日曜日を除く

午前8時30分～午後5時15分

場 所 都市建設課、千葉県都市計画課

内 容 横芝都市計画区域の航空機騒音障害防止特別地区の変更

別地区の変更

【公聴会の開催】

と き 6月27日(月)

午前10時～

※公述申出がない場合は中止
ところ 町民会館大ホール

公述人の資格 町内に住所がある方および利害関係がある方(法人を含む)

がある方(法人を含む)

公述の申出方法 公述を希望する方は、公述申出書に住所、氏名などを記載して、述べようとする意見の要旨を添えて都市建設課へ郵送または持参してください。

(公述申出書様式は都市建設課にあります)

公述人の選定 希望者が多い場合は抽選(結果は本人に通知)

公聴会傍聴の申込方法 往復はがきに住所、氏名(返信欄にも)、傍聴を希望する都市計画名を書いて5月20日(金)(当日消印有効)までに都市建設課へ郵送。後日、傍聴許可書を送付します。傍聴の定員は、100名(先着順)です。

申込・問い合わせ 都市建設課管理計画班 ☎289-11793
横芝光町宮川11902 ☎(84)1217
千葉県県土整備部都市整備局都市計画課 ☎043(223)3376
<http://www.pref.chiba.lg.jp/>